

「江戸川区屋根等遮熱塗料施工助成金制度（仮称）」創設に関する陳情

（生活振興環境委員会付託）

受 理 番 号 第 6 8 号

受理年月日 令和 2 年 1 2 月 2 5 日

付託年月日 令和 3 年 2 月 2 4 日

陳 情 者

陳 情 原 文 現在、東京都 2 3 区のうち、多くの区（ 1 7 区 ）で遮熱塗料施工の助成金制度がありますが、江戸川区にはこの助成金制度がありません。この遮熱塗料は、住宅等の屋根等に施工することにより、その表面温度の上昇を抑え、夏場の室内温度の上昇を抑制する効果があります。

この制度は昨今の地球温暖化、省エネ、ヒートアイランド対策等に貢献し、かつ個人施工主等に遮熱塗料施工の後押しになると考え、江戸川区に本制度の創設を陳情するものです。

加えてこの制度は、「江戸川区 S D G s の取り組み」、「江戸川区住宅マスタープラン」及び「国の目標、2 0 5 0 年までにカーボンニュートラル」にも合致する有意義な制度と考えます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 屋根、屋上、ベランダ及び外壁への高日射反射率塗料施工助成金の創設。
- 2 窓・ガラスへの遮熱コーティング及び日射調整フィルム施工助成金の創設。
- 3 助成金申込資格に関する要件の制定。
 - （ 1 ）区内に助成対象建築物を所有又は取得しようとする個人、マンション管理組合、法人等。
 - （ 2 ）住民税や固定資産税を滞納していないこと。
 - （ 3 ）区内業者を利用して行う工事であること。
 - （ 4 ）その他項目ごとに定める対象要件や性能要件等を満たしていること。